

議案第 38 号

三田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

三田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 27 年三田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 項」の次に「、第 3 項」を加える。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 6 条の 2 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。